

特定委託業務共同企業体結成要領

①構成及び出資比率

共同企業体の構成は、つぎのとおり2社以上3社以内の結成とする。

2社による結成の場合の出資比率の最小限度基準は、30%以上とする。

3社による結成の場合の出資比率の最小限度基準は、20%以上とする。

②構成員の資格

(以下において「構成員」とは共同企業体を構成する者を、「代表者」とは構成員の中で代表する者をいう。)

- ・ 構成員は、(仮称)千種市民協働センター建設工事設計監理者選定プロポーザル実施要領の参加資格要件を満たす者とする。
- ・ 代表者は、構成員のうち最大の業務能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。
- ・ 宍粟市及び兵庫県より入札参加制限を受けている者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。

③手持ち委託業務の取り扱いについて

平成30年12月6日現在宍粟市発注の委託業務を実施中の者で、受注可能件数(手持ち件数)を満たしている者は構成員になることができない。

④協定書等の提出方法

共同企業体でのプロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル実施公告の中で指定する期日(平成30年12月6日午後5時)までに、特定委託業務共同企業体協定書等を提出すること。

【注意事項】

- ※ 特定委託業務共同企業体協定書等は、ページ番号に従い、次の1~5ページまでを左端をホッチキス留め製本し、構成員で割り印したうえで市に1部提出すること。(代表者、構成員各1部保有)

P1・・・表紙 P2~P3・・・協定書 P4・・・誓約書 P5・・・委任状兼使用印鑑届

⑤共同企業体の資格審査

特定委託業務共同企業体の資格審査は、提出された協定書及び提出図書により行うこととし、1次審査の後、審査の結果を通知する。

特定委託業務共同企業体協定書に係る作成上の注意事項

1 協定書の作成

使用する様式はエクセル形式のシートとなっています。直接入力又は様式を出力し、それに記入してください。様式の内容を変更したり、任意に様式を作成しないよう注意してください。

2 使用様式

共同企業体（以下「特定JV」という。）の協定書の様式は、別紙の「特定委託業務共同企業体協定書」を使用してください。

3 設立の時期（第4条）

第4条第1項の「平成 年 月 日」部分には、共同企業体結成年月日を記入してください。記入する日付は、「プロポーザル参加申請期間中（公告日～申請締切日）の任意の日」としてください。

4 日付

協定書、誓約書、委任状兼使用印鑑届の日付部分には、第4条で記入した共同企業体結成年月日を記入してください。

5 代表者の名称（第6条・末尾）

共同企業体の代表者の商号又は名称のみを記入してください。

6 取扱金融機関（第11条）

取扱金融機関名は、〇〇銀行〇〇支店（本店の場合は本店）と記入してください。

7 住所又は所在地

都道府県名から番地まで記入してください。

8 製本

作成した協定書は、表紙、誓約書、委任状とともに袋とじにしてください。袋とじに際しては、表裏ともに各構成員の割印をしてください。